

平成 26 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 募集に関する主な質疑および回答

1. 委託研究契約、研究開発費の執行について

Q：研究開発費について、初年度には、初年度のみ研究開発費が決定するのか。それとも、全研究開発期間分の費用が決定するのか。

A：申請時には、全研究開発期間を通した「費目別の研究開発費の見込み」をお書きいただき、大まかな予算を決定していただくことにはなるが、毎年研究進捗状況により変わってくるものが予想されるため、毎年度、当該年度の予算を確定させていただく。

Q：研究開発費の執行について、科研費では半年経過後、経費の内訳の変更が可能であるが、本研究開発費においてはどうか。

A：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）では、申請時に「費目別の研究開発費の見込み」をお書きいただくが、実施途中で必要なものが変更となることは想定している。必ずしも最初にお書きいただいた内訳通りに遂行しなければならないというわけではない。

Q：提案書における予算は間接経費を含めて記載するのか。

A：直接経費のみで記載する。

Q：海外の研究者にどのように従事していただけるか。海外の研究者が契約を結ばない形で参画することは可能か。また、海外への派遣費用や海外での事例調査に係る支出も可能か。

A：海外の機関と J S T とが直接契約をしなくても、協力者として専門的知識の提供や助言を得る、そのために招聘するということが可能である。また、海外での調査や派遣費用も支出可能である。（ただし、総括がその必要性を認めること、および所属機関の規程等に適合していることが必要。）

Q：2 年度目以降に契約対象となる機関を増やすことは可能か。

A：可能。

2. 重複応募、提案者等の要件について

Q：重複応募は不可ということであったが、これは研究代表者が同一テーマである場合なのか、テーマが異なれば大丈夫なのか、あるいは研究代表者以外の研究者であっても制約があるのか。

A：「研究開発成果実装支援プログラム」を除く領域・プログラム（以下、領域等）については、研究代表者（提案者）1 名につき応募は 1 件のみであり、これは異なる研究テーマであっても

同様に1件のみである。

ただし、研究代表者以外のグループリーダーの方などが、同一または他の領域等に研究代表者として応募するという事は可能である。なお、この場合、エフォートや実行可能性について、精査して提案して頂く必要がある。また、選考過程においても、(特に複数面接選考に残った場合には) 精査することとなる(※)

※ ただし書きのケースにおいては、別テーマで提案中であることがわかるように、それぞれの提案書の「他制度での助成金の有無」の表に、もう一方の提案の内容(「制度名」の列には本事業の名称と領域等の名称)を記載して下さい。また、両方の提案が採択された場合には、調整をお願いする場面があることをご了解下さい。

Q: 既に他の募集で不採択が確定した場合、あるいは、取り下げて新たに応募する場合であっても、重複と扱われるのか?

A: 重複して提案・審査中でなければ、可能。

Q: 現在、他の領域等で研究代表者となっている者が提案することは可能か。

A: 提案自体は可能。ただし、エフォートや実行可能性については、提案時に精査して頂く必要がある。また、選考過程においても、(特に面接選考に残った場合には) 精査することとなる。

Q: 地方公共団体が研究開発グループとして参加することは可能か。

A: 可能。なお、研究開発費を執行する場合には、他の機関同様、JST と契約を締結し、適切に管理いただけるように体制を整備して頂く必要がある。

Q: 提案者等の所属機関には法人格が必要か。

A: 契約や研究開発費管理の観点から、基本的には、民間機関に関しては法人格があること求められる。ただし、(医療法人ではない) 個人病院については、事前のJSTによる確認を経て契約を締結した前例があり、所属機関とすることはあり得る。

3. 研究開発領域のマネジメントについて

Q: 採択された場合、プロジェクトを推進する中で中間報告等が必要になると思うが、毎年何らかのレポートや実績報告を提出しなければならないのか。

A: 毎年度、実施報告書を提出していただく必要がある。その他にも、適宜進捗状況の把握のためにサイトビジット等にご協力いただいている。

また、研究開発の成果のみではなく、そのプロセスが非常に重要であると考えている。そのためプロセスとして、上手くいったことも、いかなかったこと等も把握・記録していくことが重要と考え、かなり頻繁にレポートを提出頂いたり、面談や会議での報告の場を設けたりするなどして、各領域等で進捗状況の把握に努めている。

4. その他

Q：知的財産権の機関帰属について、研究開発に参画する予定の機関で知的財産権についての取り決めがない所がある。そのような場合についてはどう対応すればよいか。

A：JST では、基本的には委託研究契約の規定に基づき、知的財産権は実施機関に帰属するものとしている。取り決めがない場合においても、原則 JST には帰属しないと考える。したがってそのような場合には、参画機関間で知財等の取り決めをしていただくなど、あらかじめご検討いただきたい。

Q：応募にあたり、総括やアドバイザー等へ相談することは可能か。

A：既に募集開始をしており、公平を期するため対応していない。

Q：仕様を決めたプログラム作成のような請負は、(研究要素を含む) 再委託になるか。

A：仕様に基づいて実行するだけという状況であれば、(研究要素を含む) 再委託にあたらな
い。

以上